



2009年 1月15日
 国土交通省
 宮崎河川国道事務所
 本庄出張所発行
 第16・17合併号

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、河川事業の着実な推進に向けて住民の皆様をはじめ関係区・公民館長、自治体職員の皆様のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございました。紙面を借りまして御礼申し上げます。さて、本庄出張所管内の激甚災害対策特別緊急事業については、昨年7月仮屋原地区の築堤・樋門が完成し、吉野・木脇地区につきましても、用地買収等が一定進む中で昨年11月から築堤工事等に着手している状況です。本年は築堤工事のさらなる推進と共に、明久川及び木脇川の水門新設工事にも本格的に着工する予定です。

住民の皆様の安全で安心できる暮らしを実現するために、事業の早期完成を目指して全力を尽くしますので、本年もご支援ご協力方よろしくお願い致します。



【激特・一般災害復旧事業の進捗状況】

(平成20年12月末現在)

事業名	河川名	自治体・地区名	工事内容	進捗状況
激	本庄川(綾南川)	宮崎市吉野	築堤	用地買収中(H20.11工事着手)
			水門(明久川)	H21.3工事着手予定
	宮崎市金崎	宅地嵩上げ	H21.3完成予定	
		漏水対策	H20.11工事着手	
特	深年川	国富町仮屋原	築堤・樋門	H20.7完成
		国富町木脇	築堤・樋門	H20.11工事着手
			水門(木脇川)	H21.3工事着手予定
一 般	本庄川(綾南川)	国富町宮王丸	護岸・根固	H21.3完成予定(H19.7台風4号出水)
		国富町大脇	護岸・根固	H20.3完成(H18.7梅雨前線出水)
		綾町南俣・入野	護岸・根固	H20.3完成(H18.7梅雨前線出水)

不法投棄をなくしましょう

昨年9月から11月にかけて、本庄川や深年川などの河川敷や堤防で、不法投棄が連続して発生しています。特に最近、冷蔵庫や洗濯機など、粗大ゴミや家電製品、そうでなければまとまったゴミが捨てられているのが目立ちます。



投棄されている状況の一部

捨てられたゴミが川に流れると、川の水質などに悪影響を及ぼすこともありますし、流れ着いた下流の人々にも迷惑がかかります。それに、散歩なんかをするときに、堤防にゴミが捨ててあったら、気分悪いですよね…。

河川内に限らず、ゴミを決められた場所以外に捨てる「**不法投棄**」は、「**犯罪**」です。

違反した人には、廃棄物処理法により、**5年以下の懲役**や**1000万**

円以下の罰金が科せられることがあります。この懲役や罰金は、スピード違反などで課される「**反則金**」とは違い、裁判によって課せられる「**刑罰**」です。

また、対象となる「**廃棄物**」も、産業廃棄物に限らず、**一般家庭からの生活ゴミも含まれます**。実際に他県では、ポリ袋入りの家庭ゴミを投棄して、逮捕され、数十万円の罰金刑を受けたという人もいます。

もし、河川敷や堤防などに不法投棄をしている人を目撃したら、本庄出張所か、最寄りの警察署、役場に連絡ください。車で持ってきて捨てているのを目撃したとかであれば、車のナンバーなど、捨てた人を特定できるような情報も頂けると、大変助かります。

みんなの河川です。不法投棄をなくして、自慢できるようなきれいな川にしましょう。

河川に関する問い合わせ先

国土交通省宮崎河川国道事務所本庄出張所

〒880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5056-7

電話 0985-75-2179(土日・祝祭日及び夜間は宮崎河川国道事務所に転送されます)

事務所ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>